Ｊ０６９　前立腺液圧出法　50点
Ｊ０７０　前立腺冷温熕　50点
Ｊ０７０－２　干渉低周波による膀胱等刺激法　50点
注　入院中の患者以外の患者について算定する。
Ｊ０７０－３　冷却痔処置（１日につき）　50点
Ｊ０７０－４　磁気による膀胱等刺激法　70点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
（産婦人科処置）
Ｊ０７１　羊水穿刺（羊水過多症の場合）　120点
Ｊ０７２　腟洗浄（熱性洗浄を含む。）　47点
注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
Ｊ０７３　子宮腔洗浄（薬液注入を含む。）　47点
Ｊ０７４　卵管内薬液注入法　60点
Ｊ０７５　陣痛誘発のための卵膜外薬液注入法　340点
Ｊ０７６　子宮頸管内への薬物挿入法　45点
Ｊ０７７　子宮出血止血法
１　分娩時のもの　520点
２　分娩外のもの　45点
Ｊ０７８　子宮腟部薬物焼灼法　100点
Ｊ０７９　子宮腟部焼灼法　180点
Ｊ０８０　子宮頸管拡張及び分娩誘発法
１　ラミナリア　120点
２　コルポイリンテル　120点
３　金属拡張器（ヘガール等）　180点
４　メトロイリンテル　340点
Ｊ０８１　分娩時鈍性頸管拡張法　380点
Ｊ０８２　子宮脱非観血的整復法（ペッサリー）　290点
Ｊ０８３　妊娠子宮嵌頓非観血的整復法　290点
Ｊ０８４　胎盤圧出法　45点
Ｊ０８５　クリステル胎児圧出法　45点
Ｊ０８５－２　人工羊水注入法　600点
（眼科処置）
Ｊ０８６　眼処置　25点
注１　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
２　点眼又は洗眼については、第１章基本診療料に含まれ、別に算定できない。
Ｊ０８６－２　義眼処置　25点
注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
Ｊ０８７　前房穿刺又は注射（前房内注入を含む。）　180点
注　顕微鏡下に行った場合は、180点を加算する。
Ｊ０８８　霰粒腫の穿刺　45点
Ｊ０８９　睫毛抜去
１　少数の場合　25点
注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
２　多数の場合　45点
注１　上眼瞼と下眼瞼についてそれぞれ処置した場合であっても１回の算定とする。
２　１日に１回を限度として算定する。
Ｊ０９０　結膜異物除去（１眼瞼ごと）　100点
Ｊ０９１　鼻涙管ブジー法　45点
Ｊ０９１－２　鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄　45点
Ｊ０９２　涙嚢ブジー法（洗浄を含む。）　45点
Ｊ０９３　強膜マッサージ　150点
Ｊ０９４　削除
（耳鼻咽喉科処置）
Ｊ０９５　耳処置（耳浴及び耳洗浄を含む。）　25点
注１　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
２　点耳又は簡単な耳垢栓除去については、第１章基本診療料に含まれ、別に算定できない。
Ｊ０９５－２　鼓室処置（片側）　55点
注　鼓室洗浄及び鼓室内薬液注入の費用は、所定点数に含まれる。
Ｊ０９６　耳管処置（耳管通気法、鼓膜マッサージ及び鼻内処置を含む。）
１　カテーテルによる耳管通気法（片側）　30点
２　ポリッツェル球による耳管通気法　20点
注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
Ｊ０９７　鼻処置（鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）　12点
注１　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
２　区分番号Ｊ０９８に掲げる口腔、咽頭処置と併せて行った場合であっても12点とする。
３　鼻洗浄については、第１章基本診療料に含まれ、別に算定できない。
Ｊ０９７－２　副鼻腔自然口開大処置　25点
注　処置に用いた薬剤の費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｊ０９８　口腔、咽頭処置　12点
注１　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
２　区分番号Ｊ０９７に掲げる鼻処置と併せて行った場合であっても12点とする。
Ｊ０９８－２　扁桃処置　40点
Ｊ０９９　間接喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）　27点
注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
Ｊ１００　副鼻腔手術後の処置（片側）　45点
注　当該処置と同一日に行われた区分番号Ｊ０９７－２に掲げる副鼻腔自然口開大処置は所定点数に含まれるものとする。
Ｊ１０１　鼓室穿刺（片側）　50点
Ｊ１０２　上顎洞穿刺（片側）　60点
Ｊ１０３　扁桃周囲膿瘍穿刺（扁桃周囲炎を含む。）　180点
Ｊ１０４　唾液腺管洗浄（片側）　60点
Ｊ１０５　副鼻腔洗浄又は吸引（注入を含む。）(片側)
１　副鼻腔炎治療用カテーテルによる場合　55点
２　１以外の場合　25点